

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01339

研究課題名（和文）労働関係の変容と集团的労使関係法理の再構築

研究課題名（英文）Reconsideration of Collective Labor Law under Change in Labor-Management Relations

研究代表者

川口 美貴（Kawaguchi, Miki）

関西大学・法務研究科・教授

研究者番号：30224752

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：労働関係の変容（労働形態の多様化・事業者化、労働力の利用形態の多様化、労働者の関心・利益の多様化、労働組合の多様化、団結活動・争議行為の多様化）を踏まえて、団結権・団地交渉権・団体行動権の主体である「労働者」、集团的労使関係における「使用者」（特に団体交渉義務を負う「使用者」、労働者（組合員）の権利・自由と団結体（労働組合）の団結権等の調整（特に労働者の加入・脱退の自由、参加権との関係）、団結体（労働組合）による集团的規律性（特に非正規労働者の労働条件に関して）、団結権・団体行動権保障の範囲（特に労働組合の情報宣伝活動の正当性）を再検討し、集团的労使関係法理を再構築した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

集团的労使関係の基盤となる労働関係の変容を踏まえて、従来の集团的労使関係法理を再検討した。

具体的には、労働形態の多様化・事業者化に対応する新たな「労働者」概念を提示し、労働力の利用形態の多様化に対応する新たな「使用者」概念を提示し、労働者層・組合員層の多様化に対応した労働者・組合員と労働組合の関係を検討した。また、非正規労働者の労働条件の集团的規律を検討し、団結活動・争議行為の多様化に伴い増大する労働組合の情報宣伝活動の正当性の範囲を再検討した。

以上により、新たな集团的労使関係法理を再構成するもので、労働法分野における学術的意義、及び、集团的労使関係における社会的意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：Considering changes in labor-management relations (diversification of (i) work style (especially the trend toward treating workers as independent contractor); (ii) the way of using labor force; (iii) interests of workers; (iv) labor union; and (v) concerted activities), this study reviews (i) the meaning of “employee” exercisable the right to organize, bargain and act collectively; (ii) the meaning of “employer” in collective labor relations (especially “employer” having duty to bargain collectively); (iii) the way to reconcile the rights and freedom of employees (union members), especially right to participate and freedom to join and leave union, and the rights of labor union; (iv) the way to decide work conditions (especially those of non-typical workers) collectively by labor union; (v) the scope of rights to organize and act collectively (especially justifiability of propaganda activities of labor union) and then reconstructed collective labor law theory.

研究分野：労働法

キーワード：労働者 使用者 労働組合 労働協約 団結活動 労働関係の変容 集团的労使関係法理 勤労者

1. 研究開始当初の背景

従来の集团的労使関係法理は、やや誇張した言い方をすれば、①団結権・団体交渉権・団体行動権の享受主体である労働者（勤労者）を「使用者の指揮命令下にある者」「当該企業に組織的に従属している者」と解し、②相手方である使用者を主として「労働契約上の使用者」と解し、③組合員としては一つの企業と期間の定めのない労働契約を締結しているいわゆる「正規労働者」を想定し、④労働組合としては主として「企業別労働組合」を念頭におき、⑤団結権・団体行動権の行使については、「争議行為（ストライキ・怠業やこれを維持強化するピケッティング等）及び企業内の団結活動の正当性」等を中心に論じてきた。

しかし、集团的労使関係の基盤となる労働関係は、技術・経済・法制度全体とともに、大きく変容している。第一は、**労働形態の多様化・事業者化**である。①使用者による指揮命令が希薄で一定の「裁量」を有する労働、②「請負」「業務委託」といった契約形式の労働、③トラック・自動車・店舗等に関する権利を自己が有しつつ行う労働、④クラウド・ワーク、テレワークのような労働等が増大し、「雇用類似の働き方」「フリーランス」「個人として働く者」といった用語も使用され、外形上の「事業者」化も進められている。第二は、**労働力の利用形態の多様化・間接利用化**である。労働者と直接労働契約を締結してその労働力を利用するという方法ではなく、①労働者派遣における派遣先企業（派遣元との労働者派遣契約に基づく利用）、②企業グループにおける親会社等（子会社等の株式所有に基づく利用）、③重層下請における元請・上位下請企業（下請企業との請負契約等に基づく利用）等に見られるように、労働力の「間接利用」化を指摘することができる。第三は、**労働者・組合員層とその関心・利益の多様化**である。①労働契約の多様化により、いわゆる正規労働者（期間の定めのないフルタイムの労働契約）のみならず、非正規労働者（短時間労働契約、有期労働契約、派遣労働契約）も増大し、マルチ・ジョブや副業を行う者も増え、労働市場において「労働者」「事業者」「使用者」の複数の場面を有する者も存在している。また、②労働者の人的属性（性別、年齢、家族的責任の有無、国籍等）も多様化しており、このような労働者層の多様化に伴い、組合員も多様化し、労働者・組合員の関心・利益も多様化している。第四は、**労働組合の組織形態・規模・当該企業における組織率等の多様性**である。日本の労働組合の組織形態は企業別組合が中心であると説明されることが多いが、現実には、産業別・職種別・地域別労働組合等、企業横断的な労働組合も少なくない。また、組合員数も、小さな組合から大きな組合まで幅があり、当該企業における組織率も、組合員資格を有する労働者のほぼ全てを組織している労働組合もあれば、ごく一部の少数組合もある。第五は、**団結活動・争議行為の多様化**である。近年では、要求の示威・実現のための活動として、①ストライキ・怠業以外の活動や、企業の外での活動も多く見られ（情宣・抗議行動、物品の搬出・搬入の阻止、インターネットの利用等）、手段・態様が多様化している。また、②働きかけの相手方として、当該団結活動・争議行為に参加している労働者の労働契約上の使用者以外の者も多く見られ（派遣先、親会社、取引先等）、相手方も多様化している。

このような、**労働関係の変容**の中で、①団結権・団体交渉権・団体行動権の享受主体の範囲をどのように画定すべきか、②集团的労使関係における「使用者」の範囲をどのように考えるべきか、③労働者（組合員）の権利・自由と団結体（労働組合）の団結権等をどのように調整すべきか、④団結体（労働組合）はどのようにして労働条件を集团的に規律し多様な労働者の

利益を代表すべきか、⑤団結権・団体交渉権・団体行動権の行使として、どのような行為を行うか、そして、これらを総合して、**集团的労使関係法理はどうあるべきか**を再検討することが問われていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、前記1で述べた**労働関係の変容**（労働形態の多様化・事業者化、労働力の利用形態の多様化・間接利用化、労働者・組合員層とその関心・利益の多様化、労働組合の組織形態・規模・当該企業における組織率等の多様性、団結活動・争議行為の多様化）を踏まえて、①団結権・団体交渉権・団体行動権を享受する「労働者」、②集团的労使関係における「使用者」（団体交渉義務を負う者、不当労働行為禁止の対象となる者等）、③労働者（組合員）の権利・自由と団結体（労働組合）の団結権等との調整、④団結体（労働組合）による労働条件の集团的規律と代表性、⑤団結権・団体行動権保障の範囲とその他の権利・自由との関係を再検討し、**集团的労使関係法理の再構築**を行うことである。

集团的労使関係の基盤となる労働関係の変容は、欧米諸国でも見られるところであり、日本の労働法学においても、外国法の研究は、特に労働者概念やクラウド・ワークについて一定行われているものの、日本の集团的労使関係法理をどのように再構築するかについての本格的な検討は、まだ十分に行われておらず、本研究は、日本の労働法学に大きな貢献をなすものである。

3. 研究の方法

本研究の方法・進め方としては、研究代表者・分担者・協力者が、労働組合等への聞き取り調査や研究会での報告、議論等を行った。① 2019年度は、集团的労使関係の現状の分析、集团的労使関係法分野の判例・文献の研究、会社法、独禁法、外国法の検討等を行い、関連論文・著書等を執筆した。② 2020年度は、具体的否集团的労使関係法理の再構築に向けた研究を進め、日本労働法学会137回大会の大シンポジウム「労働関係の変容と集团的労使関係法理の再構築」において報告を行い、また、関西労働法研究会において、報告を行い、関連論文・著書等を執筆した。③ 2021年度は、研究を完成させ、日本労働法学会誌に「労働関係の変容と集团的労使関係法理の再構築」のテーマの下で論文を発表し、また、関連論文・著書等を執筆した。

執筆した著書・論文については、「研究発表等」記載の通りである。

4. 研究成果

本研究の主な成果は以下の通りである。

第一に、**団結権・団体交渉権・団体行動権の享受主体である、憲法28条の「勤労者」及び労組法3条の「労働者」概念**について、労働形態の多様化・事業者化を踏まえて、従来の使用従属性を中心とする学説を批判的に検討し、①労働基準法等が適用される労働者、及び、②労働契約法が適用される労働者等との異同も踏まえ、使用従属性に代わる勤労者・労働者性の判断基準として、「自ら他人に有償で労務を供給する自然人で『独立事業者』に該当しない者」を提示し、当該契約（又は失業状態）毎に、契約の内容と相手方に

より決定されることを明らかにした。

第二に、**集团的労使関係における「使用者」概念**について、労働力の利用形態の多様化・間接利用化を踏まえて、特に、①親会社が子会社の労働者の所属する労働組合に対して、労組法7条2号に基づく団体交渉義務を負うか、②注文者・委任者・業務委託者等が請負人・受任者・受託者等の労働者の所属する労働組合に対して、労組法7条2号に基づく団体交渉義務を負うかに焦点を当てて検討し、一定の交渉事項については団体交渉義務を負うことを明らかにした。

第三に、**労働者（組合員）の権利・自由と団結体（労働組合）の団結権・組合自治との調整**について、労働者・組合員層とその関心・利益の多様化を踏まえ、特に、労働者の加入の自由、脱退の自由、組合参加権の保障等と労働組合の団結権・組合自治との調整等に焦点を当てて、ドイツ法とも比較しながら検討し、両者の関係を明らかにした。

第四に、**団結体（労働組合）による労働条件の集团的規律と代表性**について、労働者・組合員層とその関心・利益の多様化を踏まえ、特に、非正規労働者の労働条件の集团的規律として、正規労働者と非正規労働者の不合理な労働条件格差を禁止しているパート・有期法8条における「不合理性」の解釈に当たり、労使による集团的決定はいかなる意義を有するか等を検討した。また、労働組合法18条の定める労働協約の地域的拡張適用制度について、制度利用の実態を考察した上で、地域的拡張適用の実質的要件と手続要件、拡張適用の効果を明らかにした。

第五に、**団結体（労働組合）が行使しうる団結権・団体行動権の範囲**について、労働組合の組織形態・規模・当該企業における組織率等の多様性、団結活動・争議行為の多様化を踏まえて、特に、労働組合の使用者及び使用者以外の第三者に対する情報宣伝活動の正当性の範囲を明らかにし、また、労働力の利用形態の多様化・間接利用化を踏まえて、派遣労働者の所属する労働組合が派遣先に対してなす団結活動・争議行為の正当性の範囲、及び、子会社の所属する労働組合が親会社に対してなす団結活動・争議行為の正当性の範囲等を明らかにした。

そして、これらを総合して、労働関係が変容している現在において、集团的労使関係法理はどうあるべきかという学術的「問い」に対して、一定の答えを提示し再構築を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計33件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 134号
2. 論文標題 労働関係の変容と勤労者・労働者概念の再構築	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 5-20
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 川口美貴	4. 巻 343号
2. 論文標題 地域的拡張適用制度と理論的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 86-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 植村新	4. 巻 134号
2. 論文標題 非正規雇用と集団的規律	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 70-86
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 地神亮佑	4. 巻 134号
2. 論文標題 労働関係の変容と組合活動法理 - 労働組合による情報宣伝活動を中心に -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 54-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 134号
2. 論文標題 労働関係の変容と労働組合法理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 38-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩永昌晃	4. 巻 134号
2. 論文標題 親子会社類型における団体交渉上の使用者	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働法学会誌	6. 最初と最後の頁 21-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川景一	4. 巻 343号
2. 論文標題 地域的拡張適用制度の理論と実践の架橋	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 80-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 1544号
2. 論文標題 企業組合で就労する組合員の労基法上の労働者性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 202-203
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 156巻1号
2. 論文標題 業務委託会社と受託者の労働者との間の労働契約の成否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 252-260
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 763号
2. 論文標題 親会社・注文者等と労組法7条2号の「使用者」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊労委労協	6. 最初と最後の頁 2-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 92巻10号
2. 論文標題 フランチャイズ・チェーン運営会社の店舗を経営する加盟者の労組法上の労働者性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 136-139
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 272号
2. 論文標題 労働形態の多様化と就労者の保護	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 2-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大・河野尚子・河野奈月・地神亮佑・上田達子	4. 巻 269号
2. 論文標題 副業・兼業と労災補償保険制度	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 16-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 地神亮佑	4. 巻 726
2. 論文標題 労災保険における特別加入について - 個人事業主と労災保険との関係	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 24--34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 1980号
2. 論文標題 定年後再雇用職員と正職員間での労働条件の相違と旧労働契約法20条	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 18-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 2020年夏号
2. 論文標題 ドイツにおける集团的労使関係システム	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 UAゼンセンコンパス	6. 最初と最後の頁 1117117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 1200号
2. 論文標題 複数の使用者と労働契約を締結している労働者の労働時間規制～通算規定の解釈と適用を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 5-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 1206号
2. 論文標題 育児休業取得と昇給における不利益～学校法人近畿大学(講師・昇給等)事件を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 労働判例	6. 最初と最後の頁 5-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 2418号(729号)
2. 論文標題 ハマキョウレックス事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報(判例評論)	6. 最初と最後の頁 176-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 334号
2. 論文標題 民法(債権関係)改正と労働法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 2-18頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川口美貴	4. 巻 268号
2. 論文標題 顧客・利用者等によるハラスメントと法的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植村新	4. 巻 1531号
2. 論文標題 組合ホームページ上での使用者批判と組合活動の正当性 - 連合ユニオン東京V社ユニオン事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 226-227
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植村新	4. 巻 265号
2. 論文標題 労働協約の法的規律に関する一考察(1) - ドイツにおける社会的実力要件と交渉請求権の議論を契機として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 202-217
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植村新	4. 巻 266号
2. 論文標題 労働協約の法的規律に関する一考察(2) - ドイツにおける社会的実力要件と交渉請求権の議論を契機として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 189-202
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 植村新	4. 巻 267号
2. 論文標題 労働協約の法的規律に関する一考察(3) - ドイツにおける社会的実力要件と交渉請求権の議論を契機として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 186-196
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 地神亮佑	4. 巻 155巻5号
2. 論文標題 うつ病で休職中の懲戒解雇が無効とされた例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 143-156
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 1954号
2. 論文標題 集団的労働関係における使用者 - 朝日放送事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 30-44
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 267号
2. 論文標題 労働契約法20条をめぐる裁判例の理論的到達点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 116-139
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 266号
2. 論文標題 地方公共団体におけるチェック・オフ廃止通告の支配介入該当性 - 国・中労委（大阪市 {チェック・オフ}）事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 164-176
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 1531号
2. 論文標題 有期契約労働者の手当等格差と労働契約法20条違反の成否 - ハマキョウレックス事件	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 221-223
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 9
2. 論文標題 Terearbeit bzw.Home Office in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Recht der Internationalen Wirtschaft	6. 最初と最後の頁 576-579
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本陽大	4. 巻 vol.3, no.18
2. 論文標題 Does the Unilateral Discontinuance of Dues Check-Off by a localPublic Entity Constitute Unfair Labor Practices ? : The National Government and Central Labour Relations Commission vs. Osaka City (Dues Check-Off)Case	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Japan Labor Issues	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川景一	4. 巻 331号
2. 論文標題 解雇無効時の金銭解決制度を巡る法理論上の問題点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 季刊労働者の権利	6. 最初と最後の頁 94-108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 川口美貴
2. 発表標題 労働関係の変容と勤労者・労働者概念の再構築
3. 学会等名 日本労働法学会第137回大会大シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 植村新
2. 発表標題 非正規雇用と労働条件の集団的規律
3. 学会等名 日本労働法学会第137回大会大シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 地神亮佑
2. 発表標題 労働関係の変容と組合活動の法理 - 労働組合による情報宣伝活動を中心に
3. 学会等名 日本労働法学会第137回大会大シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山本陽大
2. 発表標題 労働関係の変容と労働組合法理
3. 学会等名 日本労働法学会第137回大会大シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山本陽大
2. 発表標題 雇用類似の働き方とドイツ労働法 - クラウドワークの問題を中心に
3. 学会等名 産業・組織心理学会第138回部門別研究会 [人事部門]
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 岩永昌晃
2. 発表標題 親子会社類型における団体交渉上の使用者
3. 学会等名 日本労働法学会第137回大会大シンポジウム
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川口美貴、古川景一、松井健、大塚達生
2. 発表標題 顧客等によるハラスメントと法的課題
3. 学会等名 日本労働法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山本陽大
2. 発表標題 Telearbeit ("Home Office") in Japan - Aktueller Stand und Herausforderungen
3. 学会等名 独日労働法協会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計13件

1. 著者名 川口 美貴	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1112
3. 書名 労働法〔第6版〕	

1. 著者名 山本陽大、植村新他著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 労働政策研究・研修機構	5. 総ページ数 403
3. 書名 現代ドイツ法令集	

1. 著者名 川口 美貴	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1112
3. 書名 労働法〔第5版〕	

1. 著者名 山本陽大	4. 発行年 2021年
2. 出版社 労働政策研究・研修機構	5. 総ページ数 397
3. 書名 解雇の金銭解決制度に関する研究 - その基礎と構造をめぐる日・独比較法的考察	

1. 著者名 山本陽大	4. 発行年 2022年
2. 出版社 労働政策研究・研修機構	5. 総ページ数 242
3. 書名 第四次産業革命と労働法政策 - 労働 "4.0" をめぐるドイツ法の動向からみた日本法の課題	

1. 著者名 川口 美貴	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 376
3. 書名 基礎から学ぶ労働法（第2版）	

1. 著者名 西谷敏・野田進・和田肇・奥田香子編 植村新、川口美貴他著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 614
3. 書名 労働基準法・労働契約法（第2版）	

1. 著者名 倉重幸太郎・荒川正嗣編著 濱口桂一郎・藤本真・山本陽大・近衛大・中山達夫・池邊祐子・河本みま乃・田代英治・青木登著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 労働開発研究会	5. 総ページ数 428
3. 書名 [日本版] 同一労働同一賃金の理論と企業対応の全て	

1. 著者名 川口 美貴	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1208
3. 書名 労働法〔第4版〕	

1. 著者名 島田陽一、三成美保、米津孝司、菅野淑子、川口美貴他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 旬報社	5. 総ページ数 668
3. 書名 「尊厳ある社会」に向けた法の貢献：社会法とジェンダー法の協働：浅倉むつ子先生古稀記念論集	

1. 著者名 川口 美貴	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 232
3. 書名 労働法演習（第3版）	

1. 著者名 土田道夫、山本陽大他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 518
3. 書名 企業法務と労働法	

1. 著者名 土田道夫、山本陽大他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 478
3. 書名 ウォッチング労働法（第4版）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	植村 新 (Uemura Arata) (10733975)	関西大学・法学部・准教授 (34416)	
研究分担者	地神 亮佑 (Jigami Ryosuke) (80762038)	大阪大学・法学研究科・准教授 (14401)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	山本 陽大 (Yamamoto Yota)	労働政策研究・研修機構・副主任研究員	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	古川 景一 (Furukawa Keiichi)	弁護士（第二東京弁護士会	
研究協力者	岩永 昌晃 (Iwanaga Masaaki) (40402945)	京都産業大学・法学部・教授 (34304)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関